

おおなん

農業委員会だより



目次

- ・女性農業委員の活動……………2
- ・農地の利用状況調査の結果について……………4
- ・支援制度（新規就農者、認定農業者）の紹介……………5

県女性農業委員 研修会開催

三月十五日松江市サンラボーむらくもで行われた研修会は、昨年の統一選挙により女性農業委員二十七名が誕生した事で知事部局より要請のあったものです。知事と女性農業委員との懇談は初めての試みです。知事より農業委員としての責任、役割、県としての支援、農業に対する施策の説明がありました。七名の地区代表者が現在の農地問題、現状、心掛けている事、支援頂きたい事を話しました。益田市の代表者は高齢者の加工食品として、とち餅の生産、販売。雲南市からはターンの受入状況を報告。邑南町は、昨年度の駅で地産地消鍋を販売し、その収益を東日本大震災の義援金に充てた事、遊休農地利用として赤ソバを栽培した事を話しました。その他荒廃地の解消、担い手の確保の問題が出ました。最後に知事が、今後女性力の発揮し地域で活躍するようにエールを送りました。短い時間でしたが有意義な会でした。



現地視察

邑南町農業委員会から河野委員、松島委員の二名が参加しました。

研修会に先立って、松江市女性委員の足立さんのハウスを視察しました。

十五aの農地に四棟のハウスがあり、内三棟を見学し、栽培状況の話を聞きました。ハウスの中には野菜が多品目植えられています。一方のハウスには菊やトルコキキョウが生育中でした。野菜は切れ間無く植付けし、市場や道の駅、スーパー等に毎日出荷しています。

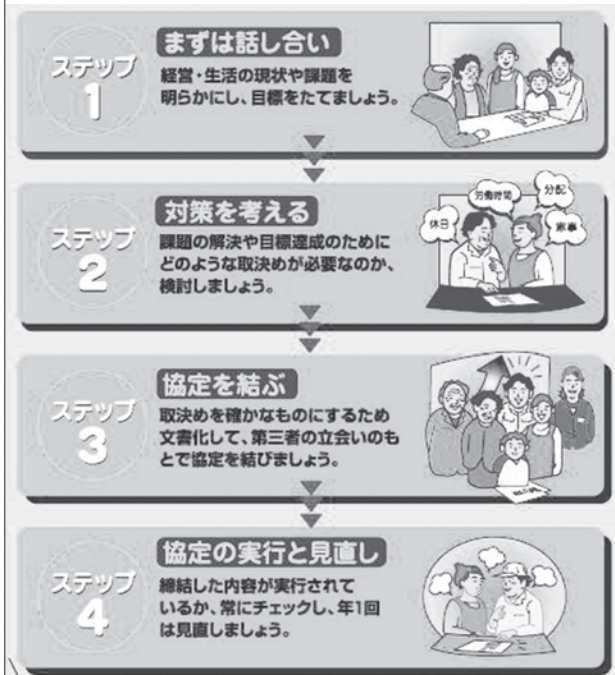
このハウスは平成三年に足立さんが一人で始められ、現在は三男の就農があり二人で経営をされていて、特に花は息子さんが主力です。

そして、息子さんの就農を機にソフトを勉強し青色申告をされています。足立さんは認定農業者、息子さんは認定就農者と二人三脚で頑張っていて、ゆくゆくは家族経営協定を結び、一人一人自立していくことが大切だと話していました。



家族経営協定について

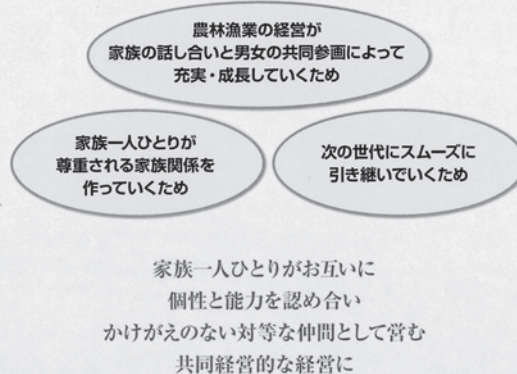
家族経営協定を結ぶまでのステップ



「家族経営協定」ってなに？

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。そして、家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行っていきます。

何のために結ぶの？



■認定農業者制度(平成15年6月～)

実質的に共同経営を行っている場合、収益の配分と経営方針決定への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請が認められています(女性農業者や農業後継者も、パートナーとともに認定農業者となることが可能)。なお、平成20年より、同一世帯に属する者に加え、かつて同一の世帯に属していた者(後継者、その配偶者を含む)が世帯を独立した場合でも、共同申請が認められようになりました。

※申請に必要な「農業経営改善計画認定申請書」の記載欄(様式)が変更になり、経営の各構成員の役割・貢献がより明確になりました。

■農業者年金(平成14年1月～)

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結して、経営に参画している配偶者、後継者に対しては、基本となる保険料(20,000円)のうち一定割合の国庫助成(政策支援)が行われます。

■農業改良資金・農業近代化資金・経営体育成強化資金(平成14年7月～)

女性農業者や農業後継者が当該資金の貸付を受けようとする場合、家族経営協定を結んでいることを要件の一つとしています。

※経営のうち一部の部門について主宰権があること等が明確になっている協定

■農地のあっせん(15年度～)

家族経営協定において、経営内での役割分担が明確化され、夫婦共が経営方針の決定に参画しており、かつ以下のような協力関係があって、両者が共同経営主であることを確認できる場合には、あっせん名簿にその両者を登録することができます。

- ①農産物の出荷者名が共同名義となっているか、若しくはそれぞれが出荷者となっている経営部門が実際にあること
- ②収入の分配について明確に規定され、かつ実施していること

■果実等生産出荷安定対策(19年度～)

「認定農業者又は果樹園経営計画の認定を受けた者と同等の果樹農業の担い手と認められる者であって、家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者」も対象生産者となることができ、果実計画生産推進事業の支援を受けることができます。

■農林水産祭参加の表彰行事における夫婦連名表彰(13年度～)

経営への配偶者の貢献度が高いことが明らかな場合には夫婦連名で表彰が受けられます。その際、①家族経営協定書、②作業日誌等、当該表彰に係る部門における経営主の配偶者の部門分担、従事日数等が概ね8割に達していると確認できる書類、③農業普及指導センターなどの現場指導組織による意見書、のいずれかで確認することとなっています。

「家族経営協定」を結ぶと
こんな制度上のメリットや要件が得られます



農地の利用状況調査の結果について

農業委員会では、十一月を『農地パトロール月間』とし、農地法第三十条第一項に基づく農地の利用状況調査を実施しました。この調査は、平成二十一年十二月の改正農地法施

行により、農地の権利を有する者の責務規定が新たに設けられ、農業委員会の役割としてその実施が新たに義務付けられたものです。

優良農地の確保、有効利用の促進のため、農地の遊休・荒廃化の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生・防止対策等を重点に耕作放棄地全体調査と一体的に実施して

(単位：ha)

遊休化・荒廃の程度		羽須美	瑞穂	石見	合計
《緑》 人力や機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地	田	5.61	9.70	4.89	20.20
	畑	3.41	3.32	3.76	10.49
	計	9.02	13.02	8.65	30.69
《黄》 草刈り等では直ちに耕作できないが、重機を用いて基盤整備等を実施して農業利用すべき土地	田	12.84	17.91	6.66	37.41
	畑	5.25	8.69	2.37	16.31
	計	18.09	26.60	9.03	53.72
《赤》 すでに森林・原野化しており、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地	田	45.02	52.02	43.12	140.16
	畑	32.83	49.69	41.79	124.31
	計	77.85	101.71	84.91	264.47
《青》 人的な要因により非農地化しており、農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地	田	15.25	31.31	22.70	69.26
	畑	4.71	7.64	10.13	22.48
	計	19.96	38.95	32.83	91.74



います。調査は農業委員会だけではなく、農林業集落推進員や集落長の協力を得ながら、全ての農地を対象に現地調査を実施しています。

平成二十三年度において、調査を実施した結果は表のとおりでした。

農地所有者の皆さんへのお願い

一・表中《緑》・《黄》と判断した農地について

農地の遊休化・荒廃を防止し、農地を守っていくため、

○日常の草刈り等を定期的に実施し、雑草等の繁茂を防ぎましょう。

○中山間直接支払、農地・水保全管理支払交付金等を積極的に活用しましょう。

○優良農地については、白紙委任制度を活用しましょう。

○耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用を検討してみましょう。

二・表中《赤》と判断した農地について

○雑木等が繁茂等している場合は、非農地証明の申請ができます。その後、地目変更登記等を行っていただく必要があります。

○植林されている場合は、転用許可申請書等を提出の上、許可を受けていただきます。その後、地目変更登記等を行っていただく必要があります。

三・表中《青》と判断した農地について

○過去に転用許可を受けている場合は、地目変更登記等を行っていただく必要があります。

○転用許可から年数が経過もしくは

は許可書を紛失された場合は、申請により「許可を取り消さない旨の証明」を交付します。その後、地目変更登記等を行っていただく必要があります。

○許可を受けずに転用されている場合は、転用許可申請書等を提出の上、許可を受けていただきます。その後、地目変更登記等を行っていただく必要があります。

今後も農業委員が農地所有者の皆さんのご意向を確認しながら、遊休農地・耕作放棄地の発生防止・解消を促進していきたいと考えています。調査の趣旨をご理解いただき、調査並びにそれに基づく活動にご協力いただきますようお願いいたします。

以上、ご不明な点があれば農業委員や農業委員会事務局へご相談ください。



支援制度の紹介について

新規就農者支援制度

邑南町では、農業を始めたいと考えながらも、「所得の確保」「技術の習得」等に関する悩みや不安を抱えている方に安心して農業を始めただけできるよう、就農の準備段階から経営を開始した後の就農初期段階まで、農業を始める方々をサポートしていく制度があります。

体験

・邑南町ワーク&スタディプラン
ハーブ栽培や加工、施設園芸作物（ピーマン、トマト等）の栽培及び経営を体験しながら学びます。研修助成金は、月額十三万円です。

就農前

・青年就農給付金【準備型】
島根県農業大学校や先進農家等で研修を受ける方へ給付いたします。

給付額は、年額一五〇万円（二年以内）です。

半農半X実践者支援事業

農村地域への定住を目的とし、自営就農・雇用就農ではなく、兼業収入を組み合わせた農業の形で就農をする方へ給付いたします。給付額は月額十二万円（一年以

内）です。

就農後

・青年就農給付金【経営開始型】
地域で農業の課題を話し合い、地域の将来設計を行う「人・農地プラン」に新規就農者として位置づけられた方に給付いたします。給付額は、年額一五〇万円（最長五年間）です。

経営体育成支援事業

「人・農地プラン」に新規就農者として位置づけられた新規就農者の方に対して施設整備への支援を行います。

補助率は事業費の1/2です。

自営就農開始支援事業

島根県に新規就農者として認定される認定就農者の方に対して施設整備への支援を行います。補助率は事業費の1/3です。

半農半X開始支援事業

半農半X実践者が営農を開始するための施設整備支援を行います。補助率は事業費の1/3です。

認定農業者制度

認定農業者制度とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標

等を含めとする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度です。

認定農業者になるためには

認定を受けようとする農業者が、五年後を見通して、経営をどのように改善・発展させ、それを実現させる方法を記載した、農業経営改善計画認定申請書を邑南町農林振興課へ提出すると、審査を経て町長が認定します。

※邑南町が構想する農業経営（十年後）は、年間所得（一人当たり）が四百万円程度、年間労働時間（一人当たり）が二千時間程度です。

認定農業者のメリット

・低利資金の融資

スーパーL資金等の長期低利融資制度が利用可能です。また、「人・農地プラン」に担い手として位置づけられると、スーパーL資金は貸し付け当初五年間が無利子になります。

・税制特例

青色申告をする認定農業者の方が、経営規模を一定以上拡大されると、減価償却費を法定償却額よりも割り増しで計上が可能です。

・農地集積

農地保有合理化団体による農地

の借り入れを認定農業者の方へ貸し付け、農用地の集積を促進します。

農業経営基盤強化準備金

農業者個別所得補償制度などの交付金を農業経営改善計画などに従って、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を必要経費に算入できます。

農業者年金

月額保険料（二万円）に対し表のように国からの補助があります。

補助対象者	国庫補助額	
	35歳未満	35歳以上
認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
35歳未満の直系卑属の農業継続者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者		—

農業生産法人紹介

『ファーム いこい』

(代表 服部 一伸さん)

法人の概要

○設立 平成二十二年一月

○構成員 矢上地区下大畑区

一九戸 集落全戸加入

○出資金 三百九十万円

○経営規模 水稻 約十ha

内訳(二十四年度)

コシヒカリ 六.五ha

ハナエチゼン (内ハーブ米 二ha) 二.九ha

飼料稲 〇.六ha

○機械設備等

トラクター 一台

コンバイン 一台

籾乾燥機 一台

田植機 一台

防除機 一台

自走草刈機 三台

機械格納倉庫 一棟

法人設立へ向けて

一、米価の下落により自己完結型の

個別経営では所得の向上が見込め

ない。

一、集落内の農地を法人のもとで一

括して計画的に利用することが出

来る。

一、低コスト生産、高収益を図り農

業所得の向上が期待出来る。

一、作業の分業化によって構成員の

労力(体力)に応じた作業が可能

となる。

一、組合員の協力体制を確立し、集



これ等を集落内で確認し、法人化へと進めてきた。

法人化にあたり、機械施設整備費が約一千七百万(倉庫建設費を含む)程度かかり、国等からの助成を活用するも約八百万円余の自己資金が必要となった。

自己資金の調達には、構成員からの出資金、中山間地直接支払の積立

一、組合員の協力体制を確立し、集落の活力維持を図る。

一、国の支援等を活用し、体制整備をする。

等で全額をまかない、借入金が生じていない。

法人の現在の状況

集落内の水田を一括してファーム

いこいが借上げ、借地料として十a

あたり七千円、水田の管理料として

(所有水田の草刈り、水管理等)同

四千五百円を支払っている。

また、共同作業への出夫に対しては

一時間あたり八百円の賃金を支払う。

法人が水田を一括借上げしている

ことから、構成員の保有米は家族一

人当り三袋(九〇kg)基準とし、農

協への販売価格で売渡し、これ以上

の希望者には販売価格に千円上乗せ

して販売している。

平成二十三年度の法人の米販売額は約一千万円程度あり、籾乾燥機の導入により百八十万円程の余剰金が出ており、今後の機械設備の更新費として積立てを行うこととしている。

二十四年度の法人の経営方針

一、合理的な体業体系の樹立

一、作物の特性を把握し、的確な肥

培管理

一、有機資材を活用し、土作りの推進

一、栽培技術の習得

一、総合的コストの低減



一、構成員相互の融和一、農作業事故の防止

以上、七項目を総会で確認し積極的に取り組むこととしている。

法人化して良かった点

○集落の維持を図ることが出来た

○女性を含め体力に応じた作業が出来る。

○集落内の水田の荒廃地が無くなった。

○集落内の結束が一段と強くなった。

法人の今後の課題

○低コスト生産を図るため育苗ハウスの建設。

○水田の借上げ料及び管理料の見直し。

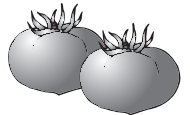
○トラクター等機械設備の初期投資は国の助成等により負担が減少されたが、今後の農機具更新費の確保。

農を守る人たち

寺本 進さん

(五十二歳)

(矢上地区・大坪原)



今回の「農を守る人」は、邑南町矢上の寺本進さんを紹介します。

寺本さんは平成四年にUターンしてトマト栽培を主体に農業をする一方で、JA島根おちち青年連盟の初代会長を務めるなど地域の青年農業者のリーダーとして活躍し現在は、生協ひろしまへの野菜生産組合の代表をしています。

また、平成十二年から邑南町の農業研修生を受け入れとともに、町の「夢響きあい塾」の講師として中学生に農業の魅力を伝えるなど後継者育成にも定評のある生産者です。

・現在の経営規模と主力作物は？

ハウスは三十a（九棟）で、トマトを中心に、小ネギや野菜苗を栽培しています。露地はイチジク（八a）、なす（八a）、白ねぎ（五a）です。

・農業研修生の受け入れ状況は？

平成十二年から五人受入れ、三

人が町内で就農しています。

町の農業研修生は二十二年度までで十九名受入れ町内での就農は七名です。

・高い就農率の理由は？

栽培技術は後からでも教えられるので、農地を探すなど早い段階から就農のための準備を手伝ってあげることが大事です。

・後継者の育成のため、町や農業委員会に希望することは？

農業を趣味や生きがいとして



捉えるだけでなく、きちんと職業としての農業が議論できなければいけない。真剣に職業として農業を見ることができれば、農業の面白さもわかるし、後継者が育つと思う。

本年は、益田市出身の広瀬和也さん（二十四歳）が寺本農園で研修を受けています。研修終了後は、町内で就農し果樹栽培の希望を持っています。

本年は、益田市出身の広瀬和也さん（二十四歳）が寺本農園で研修を受けています。研修終了後は、町内で就農し果樹栽培の希望を持っています。



【写真】



（右）有井さん（昨年度の研修生）
（中央）寺本さん
（左）広瀬さん

【表紙写真の紹介】

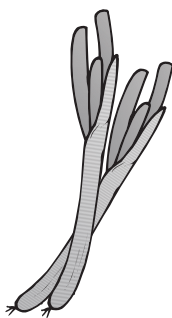
高原保育園の園児たちのバケツ稲作りです。今年も紫黒米の苗を植えました。秋には収穫して、保育園の給食でみんなが食べます。（上段）

「生協ひろしまと生産者の交流米づくり体験です。除草作業（矢上の水田）を皆さんで行いました。」（下段）

活動報告

地産地消大鍋

農業委員が、野菜や味噌を持ち寄って作った、地産地消鍋を今年も道の駅(瑞穂)で実施しました。豚肉、猪の肉も入っており、とてもおいしく出来ました。



(平成二十四年三月二十日)

遊休農地解消研修会

農地の現状を把握し農地の利活用を加速しようと、遊休農地解消のための農地パトロール実践研修会が一月二十六日、大田市で開かれ、邑南町農業委員会からも参加しました。

農地法の改正で、農業委員会は農地の利用状況調査を毎年実施し、町が行う耕作放棄地全体調査と合わせ、遊休農地を解消していく方向が出されました。

研修会で兵庫県豊岡市農業委員会は、市が「コウノトリでも住める環境は人間にとっても豊かな環境である」を合言葉にまちづくりをすすめているなか、自然環境に調和した郷づくりを重視。遊休農地解消対策では、委員会内に「解消検討委員会」を設け、農機具メーカーや地元集落と連携して、五年間で二七畝の遊休農地を解消した事例を報告しました。

松江市農業委員会は、市と農林振興センター、JAなどと構成する「耕作放棄地対策協議会」を設置し、農地パトロールと合わせ、乗用の大型草刈り機の貸し出しもしながら、遊休農地の解消に取り組んでいる活動を報告しました。県中山間地域研究センターのグ

ループは、和牛の放牧や粗放管理が可能な特用樹のアカメガシワの栽培で遊休農地を活用している事例を報告しました。

勤続表彰

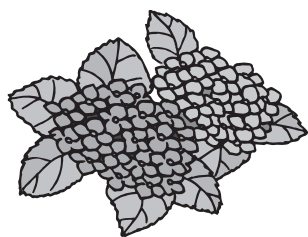
県農業会議では平成二十三年度の永年勤続表彰を松江市で行ないました。多年にわたつての農業委員会委員の活動に対しての表彰で邑南町農業委員会では二名の該当者がありました。

木村 勇 (高原、前農業委員)
(平成十三年四月〜平成二十三年五月)

石橋 博 (市木)

(平成十三年四月〜平成二十四年七月現在)

これからも農業の発展と農業者の地位向上に努力されることを期待します。



編集後記



五月の後半を迎えたこの時期は、山の若葉と田植えの終わった田んぼの緑で、清々しい気持ちになります。

近頃は田植えをゴールデンウィーク中に済ます農家も多く見受けますが、私の子どもの頃は田植えを終えた行事である「泥落し」は六月の後半で、その時期まで田植えをしていたのだと、昔を思い出しました。

地球の温暖化の影響からか、早くから作業が出来ることや、機械化による作業期間の短縮で、田植えの済む時期も早められたものだとつくづく感じています。

しかし温暖な地方の米の評価は低く、温暖化の進む先行きを少々不安に思つのは私だけでしょうか。田植えの最適な時期を、もう一度考えて見る必要があるのかなと思うこの頃です。

(上田)